

## 第2章 災害予防計画

### 【 基 本 編 】



## 第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（市、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行なうべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 防災都市づくりに関する事項
- 2 市民の防災活動の促進に関する事項
- 3 調査・研究に関する事項
- 4 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
- 5 円滑な避難体制の確保等に関する事項
- 6 危険物等災害予防計画
- 7 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画
- 8 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 9 広域避難の受入に関する事項

## 第2節 防災都市づくりに関する計画

### 1 方針

大規模災害発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、市をはじめ各防災関係機関は、相互の緊密な連携のもとに、これらの被害をできるだけ防止し、市民が安心して生活できるよう災害に強い都市づくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高い都市構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災都市づくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取組むべきものがあり、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性、地域性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

### 2 治山対策

本市の森林面積は、14,105ha（市域の約50%）であり、民有林がほとんどである。森林地帯の地質は、花こう岩を主とした酸性岩が広く分布しており、一般に保水力に乏しい土壌である。また、近年松枯れが拡大するなど森林資源の荒廃が進み、自然環境の悪化がみられる。

こうしたことから、森林のもつ土砂流出防止及び保水機能により、山地の崩壊を防止し、市域を保全し、あわせて森林資源の保護、育成を図るため、治山事業を積極的に推進し、保安林を中心に森林の保全に努めるとともに、国及び県策定の7ヵ年計画等に基づき、災害危険地域指定箇所を対象として林地崩壊防止事業等の推進に努める。

### 3 水害の防止

#### (1) 河川対策

平成20年10月、本市の幹線河川である御調川、藤井川、本郷川について、水防法第14条第1項の規定に基づき、広島県から浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の深さの指定を受けた。今後は、指定に基づき護岸改修等ハード整備の促進と併せ、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

##### ア 河川の改修等

地域の実態に応じて護岸改修及び危険箇所の再点検を図るとともに、土石流の発生しやすい河川についても、流域の土地利用計画を勘案しながら必要な河川事業・水防事業等を促進する。

特に、未改修河川や安全度の低下が予想される河川について、重点的かつ計画的な整備を行う。

##### イ 洪水予報等の伝達

市は、デジタル防災無線（戸別受信機を含む。）、コミュニティFM緊急放送、ケーブルテレビ放送、インターネット、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール、各種アプリケーションを含む。）、広報車等により、洪水予報等の伝達を行うものとする。

ウ 浸水想定区域内に係る要配慮者が利用する施設の把握及び伝達体制の確保  
市は、浸水想定区域内に位置する保育所、幼稚園、病院、社会福祉施設の名称、所在地及び洪水予報等の伝達手段について一覧を作成し、伝達体制を確保する。なお、伝達は原則FAXで行うこととする。施設の一覧は防災計画【付属資料】に記載する。

エ 浸水想定区域、避難に関する情報等の周知

市は、ハザードマップの作成・配布、インターネット等により浸水想定区域、避難に関する情報等を住民に周知するものとする。

オ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

市は、県が作成した浸水想定区域図及び各種データに基づき、洪水に係る避難計画検討報告書を作成し、住民と協働した訓練・研修を通じて報告書の実証・検証を行い、地域特性に応じた避難体制の構築を図るものとする。

カ 地下街等の避難確保対策

本市においては、水防法第15条第3項の規定に基づく地下街等の施設は存在しないが、避難時に危険箇所となるアンダーパスなどをハザードマップ等により周知し、避難の安全確保を図るものとする。

#### (2) 排水及び高潮対策

本市は、地形条件に恵まれ波浪による被害は少ないが、尾道水道を挟む両岸や島しょ部の沿岸地域では低地帯が多く、台風等の異常気象時には高潮によりしばしば浸水被害が起きている。今後は、こうした災害から、人家、人命を守るため、十分な防止対策を講じるよう努める。

ア 市街地内における円滑な排水処理を促進するため、排水ポンプ場の整備に努める。

イ 河川の氾濫を防ぐため、河床の低下工事などの適切な対策を講じるとともに、河川事業を促進する。

ウ 海岸保全施設の整備の充実と既存施設の維持管理に努めるとともに、これらの施設の整備充実にあたっては、関係機関相互の連絡

エ 風水害による堤防決壊等二次災害防止のため、ゼロメートル地帯等を中心に堤防等について、堤防強化、地盤改良等の防災性の向上を促進する。

#### 4 急傾斜地の崩壊対策

本市においては、台風や集中豪雨により崩壊するおそれのある急傾斜地が散在しており、その崩壊により居住者、その他の財産等に危害を生ずるおそれのある箇所がある。

当該箇所のうち、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、ハザードマップの作成・配布、ホームページへの掲載等により住民に周知を図るとともに、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業は、「土砂災害の危険が極めて高い箇所」や「土砂災害警戒区域内の重要交通網、地域防災計画に位置づけられている避難場所及び「社会福祉施設等要配慮者関連施設を保全対象に含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備を実施する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害による被害抑制対策を推進する。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、次の採択基準により必要な事業を実施し、崩壊防止整備を推進する。

ア 急傾斜地の高さが5m以上であること。

イ 傾斜度が30度以上であること。

ウ 想定被害区域内に人家がある場合。

## 5 ため池対策

本市では、小規模なため池に水源を求めた開田が有史以来進められ、多くのため池が存在している。これらのため池の90%以上は、大正時代以前に造られており、今日の農村における高齢化、混住化、水田の荒廃等による維持管理の粗放化により老朽化がさらに進んでいることから、決壊等のおそれのある危険なため池は年々増加している。また、多くのため池は耐震性について検証されていない状況にある。

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう、ため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、市及び管理者等は緊急連絡体制を整備する。

管理者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

管理者等を確認することができない防災重点ため池については、市が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

市及び県は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

## 6 防災上重要な公共施設の整備

### (1) 防災上重要な建築物の整備

#### ア 防災上重要な公共建築物の整備及び耐震化・津波災害対策の向上

市及び県は、庁舎や、警察署、病院、学校、消防署等、地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務のために利用する公共建築物について、耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

市及び県は、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、広島県津波浸水想定図における津波浸水域内の施設については、施設の安全性の点検や非常用電源の設置場所の工夫等に努める。

なお、庁舎をはじめとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努める。

さらに、防災上重要な公共建築物の管理者は、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム等を含め非常用電源等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

#### イ 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震性・津波災害対策の向上

市及び県は、庁舎、病院、学校、劇場、百貨店等の市及び民間の防災上重要な建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての民間建築関係団体等の指導に努める。また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性・津波災害対策の向上を図り、倒壊及び浸水防止に努める。

#### ウ 学校の津波対策

市及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対

策について努めるものとする。

(2) 緊急輸送道路等の整備

ア 橋梁の耐震性の向上

幹線道路、橋梁について、軟弱地盤、斜面等を重点に安全性の点検を行い、安全性の向上が必要であれば補修、補強、架替等を行うよう努める。また、都市計画道路網の機能的な配置計画により、広幅員の道路の整備に努める。

イ 緊急輸送道路ネットワーク等の整備

災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、国道及び幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築する。

このうち、緊急交通路に選定された国道、県道については、それぞれの関係機関へ適切な整備の促進を要請する。

また、河川空間を活用した緊急用河川敷道路の有効活用を図る。

ウ 沿道建築物の耐震化対策の推進

市及び県は、尾道市耐震改修促進計画（第3期計画）及び広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

市は、それぞれ耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

(3) 河川・海岸の整備

東日本大震災による地震・津波被害を踏まえた広島沿岸海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い箇所から整備する。

ア 津波対策

次の2つのレベルに分け、対策を行う。

レベル1【比較的発生頻度の高い津波】

・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、施設整備を進める。

レベル2【最大クラスの津波】

・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な対策を講じる。

・また、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上など、減災の観点から施設整備を進める。

イ 耐震対策

地震による浸水被害を防止するため、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上を目的とした施設整備を進める。

ウ 消火用水・生活水の確保

河川水、海水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備に努める。

(4) 港湾の整備

東日本大震災の国の調査結果と整備基準・設計基準の見直しを受けた広島県の港湾・漁港の設計マニュアル等により整備する。

ア 耐震強化岸壁の整備

災害が発生した場合に、避難者や緊急物資の輸送を確保するため、耐震強化岸壁の

整備を図る。

イ 港湾緑地の整備

被災地の復旧・復興の支援拠点や避難地に資する港湾緑地を整備する。

ウ 臨港道路橋梁の整備

避難者や緊急物資の輸送等に資する臨港道路について、橋梁の耐震性を確保する。

(5) 鉄道の整備

鉄道施設のうち橋梁・高架等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法等の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設の補強、更新、改築等の倒壊防止策を、輸送量の多い線区から優先的に順次整備する。

7 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 一般建築物の耐震性の向上

尾道市耐震改修促進計画（第3期計画）及び広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿って更なる技術の開発・普及に努める。

(2) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

(3) 文化財及び文化施設各建築物及び観光施設周辺の防災性の向上

県は、市内に所在する国・県・市指定等の文化財を収容する博物館、資料館、美術館等の建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法に関しての市及び所有者等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

本市は、坂を特徴とする市街地であるとともに、また歴史的な街並みや古くからの寺社等が観光名所となっている。

したがって、災害時には家屋等の倒壊や延焼火災等の発生が予想されるため、これら観光施設等については指定文化財に準じた防災対策や観光客の安全確保のため、観光施設周辺における防災性の向上に努める。

(4) 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

(5) 市営住宅の耐震化の推進

既設市営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、市街地の防災性の向上を図るため、密

集市街地に重点を置いて老朽市営住宅の建替えを推進する。

(6) 土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している市街地周辺部について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難所、避難路等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等を強力に推進するとともに、住民に対しては土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を行う。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

8 盛土

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。

県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

併せて、県警察に対し、当該盛土に関する情報について共有を図る。

9 ライフラインの整備

(1) 各ライフラインの整備

ア 上水道

災害時の被害を最小限とするため、水道施設の耐震化及び津波災害対策の向上に努めるとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業体間相互の連絡管整備等のバックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や避難場所への耐震性貯水槽の設置等を推進するとともに、被害の限定化や復旧の迅速化を図るため、配水ブロック化や配水コントロールシステムを導入するなどして、機動的な水道システムの構築に努める。

イ 下水道

(ア) 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

(イ) 耐津波対策

広島県津波浸水想定図に基づき、下水道施設の各機能の重要度により求められる耐津波性能の確保を図るため、必要に応じて対策工事を推進する。

(ウ) 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するために、下水道終末処理場への防災無線の設置を推進するとともに、下水道施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応急復旧対策の迅速化を図る。

ウ 電力

(ア) 耐震性及び津波災害対策の向上

変電設備については、その地域で想定される地震動及び広島県津波浸水想定図に基づく津波浸水域などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール

ル内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

(イ) 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

エ ガス

ガス設備全般について、耐震性の確保及び津波災害対策の向上に努めるよう整備を進める。

特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により、耐震性の強化を図る。

既設の設備については、耐震性評価及び広島県津波浸水想定図における津波浸水域に基づき、必要に応じて、補強、更新を行うとともに、地震・津波発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行い、また、地震・津波発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を行う。

オ 通信

(ア) 電気通信設備等の高信頼化

- a 豪雨、洪水、高潮又は津波等の恐れのある地域について、耐水構造化を行う。
- b 暴風又は豪雪の恐れのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。
- c 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

(イ) 電気通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。
- b 主要な中継交換機を分散設置する。
- c 通信ケーブルの地中化を推進する。
- d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- e 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。
- f 移動体通信設備の高信頼化

(2) ライフライン共同収容施設等の整備

災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面都市部において、幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

1.0 防災性の高い都市構造の形成

市は、都市の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や住民の理解と強力を得て、防災都市づくり計画を策定し、地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスク（豪雨、洪水、高潮、土砂災害等）を十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保策を定める防災指針を位置付けるものとする。

特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討し、災害のおそれのある土地には都市的土地利用を誘導しないものとするなど、必要に応じて開発抑制や移転等も促進することで災害に強い土地利用を推進する。

## (1) 防災上重要な公共施設等の整備

## ア 防災公園の整備

市は県と連携して、地域防災計画に位置付けられた避難場所となる都市公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

## イ 避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

## ウ 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発事業、市街化区域内農地の計画的市街化を推進する。

## エ 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、インターチェンジ周辺、河川防災ステーション、下水処理場敷地、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

## オ 民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

## カ 所有者不明土地の活用等

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

## (2) 都市の不燃化の促進

## ア 防火地域、準防火地域の指定

都市の重要施設が集合し、土地利用度や建築密度が高い地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

## イ 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

## ウ 建築物の防火の促進

新築、増改築等の機会をとらえて、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善指導を行う。

## (3) 密集市街地における防災性の向上

都市に散在する密集市街地について防災性の向上を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るための市街地再開発事業及び公共施設の整備改善を目的とした土地区画整理事業を推進するほか、防災機能及び良好な居住環境の確保を目的とする住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等を一層推進し、健全な市街地の創造と防災機能の充実を図る。

## 第3節 市民の防災活動の促進に関する計画

### 1 方針

市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。なお、防災ボランティアについては、市、県、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性にに基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、県は個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

### 2 防災教育

#### (1) 目的

各種の災害についての必要な知識を、災害予防責任者及び防災業務従事者のみならず、市民等に周知徹底し、災害の未然防止と、災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

また、地震・津波災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、市民等に徹底することにより、地震・津波災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

#### (2) 実施内容

##### ア 防災思想の普及、徹底

市民は、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

国、県、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

##### イ 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市及び県は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、意識の高揚を図る。また、公民館等の社会教育施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

国、県、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(7) 災害全般に関する普及啓発内容

- a 暴風、豪雨、豪雪、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- e 建築物に対する防災知識
- f 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- g 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i 海上における大規模な流出油等の防災に関する知識
- j 適切な避難行動の実践に必要な知識
- k 基本的な防災用資機材の操作方法
- l 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- m その他防災知識の普及啓発に必要な事項

(イ) 地震・津波災害に関する普及啓発内容

- a 想定される地震、津波被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 地震・津波に対する地域住民への周知
- c 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

<地震・津波のときの心得>

- (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- (b) 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
- (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、デジタル防災無線（戸別受信機を含む。以下本節中に同じ。）により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
- (d) 海岸にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
- (e) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- (f) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- (g) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (h) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (i) 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。

また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。

- (j) 地震・津波は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

#### <津波に対する心得—陸地にいる人の場合>

- (a) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。  
 なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。  
 また、避難にあたっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。
- (b) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。
- (c) 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、デジタル防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。
- (d) 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。
- (e) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

#### <津波に対する心得—船舶の場合>

- (a) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (b) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (c) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。
- (d) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (e) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

（注1）港外：水深の深い、広い地域

（注2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- d 地震・津波に対する一般知識
- e 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- f 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- g 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
- h 災害情報の正確な入手方法
- i 災害時の家族内の連絡体制の事前確保

- j 出火の防止及び初期消火の心得
  - k ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
  - l 自動車運転時の心得
  - m 救助・救援に関する事項
  - n 安否情報の確認に関する事項
  - o 津波浸水想定図
  - p 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
  - q 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
  - r 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
  - s 高齢者、障害者などへの配慮
  - t 避難行動要支援者に対する避難支援
  - u 各防災関係機関が行う地震災害対策
- (ウ) 実施方法
- a ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
  - b テレビ、ラジオ、デジタル防災無線による普及啓発
  - c 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体による普及啓発
  - d 映画、スライド等による普及啓発
  - e 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催による普及啓発
  - f 学校教育等を通じての児童生徒等に対する周知徹底
  - g 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導
  - h その他時宜に即した方法による普及啓発
- ウ 地震・津波教育、啓発
- (ア) 職員に対する教育
- 市及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震・津波教育の周知徹底を図る。
- a 地震・津波に関する一般的な知識
  - b 地震・津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
  - c 職員等が果たすべき役割
  - d 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
  - e 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題
- (イ) 児童生徒等に対する教育
- 市及び県は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震・津波に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。
- (ロ) 自動車運転者に対する啓発
- 県、県警察及び市は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震・津波発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。
- (ハ) その他の防災関係機関による普及啓発
- 水道、電力、ガス、通信、鉄道、道路、船舶等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震・津波災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。
- (ニ) その他の災害予防責任者による普及啓発
- その他の災害予防責任者においても、地震・津波災害に対する普及啓発活動を実施する。
- エ 災害教訓の伝承
- 国等は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく

ため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。市は資料提供などの協力を行う。

### 3 防災訓練

#### (1) 目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとするを目的とする。

災害想定については、風水害、地震・津波等とし、概ね次の事項について訓練を実施する。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

#### (2) 実施事項

##### ア 防災訓練の実施

(ア) 市は、県、国、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、水防活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の捜索活動、食料供給・給水活動、道路啓開、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、他の都道府県との広域応援、海難救助、山岳遭難者の救助活動、避難救助及び非常招集、海上における大規模な流出油等災害対策、緊急地震速報を利用した安全確保行動、その他防災に関する活動とする。

(イ) 市、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行う。

(ロ) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

(ハ) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

##### イ 地震・津波に備えた訓練

###### (ア) 職員の動員訓練

市、県及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

###### (イ) 通信運用訓練

市、県及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

###### (ロ) 津波避難訓練

a 市、県及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。

b 避難訓練の実施主体は、企業、住民、消防局、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波避難ビルの管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実

践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

- c 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、避難場所及び避難路の確認及び津波避難ビルを含む避難場所への避難、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

#### ウ 防災訓練に対する協力等

- (7) 市及び県は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。
- (イ) 各防災関係機関は、市や県が実施する防災訓練に積極的に協力する。

#### (3) 実施方法

市は自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

### 4 消防団への入団促進

#### (1) 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

#### (2) 実施内容

市は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

- ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進
- イ (社)全国消防機器協会等会社社員の入団促進
- ウ 女性消防団員の入団促進
- エ 大学生等の若年層及びOB消防職団員等の入団促進
- オ 消防団員の活動環境の整備
- カ 消防団と事業所の協力体制の推進

### 5 地区防災計画の策定等

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

### 6 自主防災組織の育成、指導

#### (1) 目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織

化を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

(2) 実施内容

市は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

- ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導
- イ リーダー養成のための講習会等の開催
- ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導
- エ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

(3) 自主防災組織の編成

- ア 自主防災組織は、既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用する。
- イ 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

(4) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集及び伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災資機材等の備蓄、整備

イ 災害時の活動

- (ア) 被害の状況等情報の収集及び伝達
- (イ) 出火防止、初期消火
- (ウ) 避難誘導活動
- (エ) 避難行動要支援者の避難支援
- (オ) 救出救護活動
- (カ) 給食給水や救援物資の配給への協力

(5) 県の協力・支援

県は、市の行う自主防災組織の育成や、活動の核となる防災に関する専門的知識・技能を有する人材の養成等、自主防災組織の活性化に関する活動に積極的に協力する。また、他の団体が実施する事業による資機材や活動拠点の整備促進等を支援する。

## 7 ボランティア活動の環境整備

(1) 目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(2) 実施内容

- ア 市及び県は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- イ 市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

- する。
- ウ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、マニュアルに明記し、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。
- エ 市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- オ 市及び県は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市及び県は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- カ 日本赤十字社広島県支部及び広島県社会福祉協議会は、災害時に個人参加のボランティアの活動を調整し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。
- キ 広島県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、市及び県は、それを支援する。
- ク 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、市、県、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「広島県被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

## 8 企業防災の促進

### (1) 目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図るものとする。

### (2) 実施内容

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。このため、市及び民間団体は、こうした取組みに資するため広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的な参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

また、市及び県は、事業継続マネジメント（BCM）の構築に資する事業継続計画（BCP）の構築支援など、地域経済活動を維持する環境整備に努めるものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

## 9 市民運動の推進

### (1) 目的

市民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、市民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

### (2) 内容

市民、自主防災組織等、事業者、市及び県が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

#### ア 災害から命を守るための行動目標

(ア) 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。

(イ) 災害発生の危険性をいち早く察知すること。

(ウ) 自ら判断して適切な行動を取ること。

#### イ 普段から災害に備えるための行動目標

(ア) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。

(イ) 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

## 第4節 調査・研究に関する計画

### 1 目的

この計画は、各種災害の被害を最小限にとどめるために、災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期することを目的とする。

### 2 実施事項

- (1) 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- (2) 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- (3) 調査研究の結果の公表

### 3 地震・津波被害想定調査及び災害危険度判定調査

- (1) 県は、県内に大きな被害を与える可能性の高い地震・津波を想定し、被害想定調査を実施する。この調査の結果は、県の地震・津波災害対策の基礎データとするとともに、市や防災関係機関等へも資料を提供して、その活用を図ることとする。
- (2) 市は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災都市づくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。
- (3) これらの調査は、想定地震の揺れの違いや地盤の特性、地震発生時刻の違いによる火災発生確率の変化等種々の被害要因を反映するとともに、都市構造の変化や、技術革新の進展に即応するよう、必要に応じ、見直しを行うこととする。

## 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

### 1 方針

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

### 2 災害発生直前の応急対策への備え

#### (1) 配備動員体制の整備関係

##### ア 市の配備動員体制

市はあらかじめ緊急防災要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

##### イ 防災関係機関等の配備動員体制

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

##### ウ 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

#### (2) 気象警報等の伝達関係

##### ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

##### イ デジタル防災無線等による情報伝達

市は、デジタル防災無線（戸別受信機を含む。以下本節において同じ。）による伝達やインターネット、CATV等の情報ネットワークを活用し、多様な手段でより細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

##### ウ 伝達手段の多重化、多様化

市は、住民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、デジタル防災無線、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール各種アプリケーションを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

## (3) 緊急地震速報の伝達関係

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、デジタル防災無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

## (4) 津波警報等の伝達関係

ア 市は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、デジタル防災無線、災害情報共有システム（Ｌアラート）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ（ワンセグ含む）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール、各種アプリケーションを含む。）、CATV、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

イ 市は、津波警報等や避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の災害時要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

ウ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

## (5) 住民等の避難誘導関係

本計画第2章第5節の2「円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。

## (6) 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

市及び県等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

## 3 災害発生直後の応急対策への備え

## (1) 災害情報の収集・伝達関係

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

## ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

## イ デジタル防災無線等による情報伝達

市は、デジタル防災無線による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

指定避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

## ウ 災害広報実施体制の整備

市及び県は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、

被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 情報の分析整理

ア 市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

イ 県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。

ウ 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(3) 通信機能の整備関係

ア 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

イ 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備やデジタル防災無線、IP通信網、CATV網、公共安全モバイルシステム等のシステムの構築及び多重化・耐震化を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

また、防災行政無線等の無線通信ネットワークに関しても、多重化・耐震化について努めるものとする。

ウ 市及び県は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

エ 市及び県は、地震・津波災害により通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。

オ 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

カ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実に努めるとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

キ 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

ク 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

#### 4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

##### (1) 自衛隊災害派遣関係

ア 市及び関係機関は、平素から、市及び関係機関における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行うものとする。

イ 市及び関係機関は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿营地を選定しておくものとする。

ウ 市及び関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所との競合を避けることとする。

##### (2) 相互応援協力関係

ア 防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に国や他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、市内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

イ 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

#### 5 救助・救急、医療、消火活動への備え

##### (1) 医療、救護活動関係

###### ア 連携体制

市及び県は、地震災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

###### イ 通信手段の確保

市及び県は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

##### (2) 消防活動体制の整備関係

ア 市は、地震・津波発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

## (7) 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

## (4) 火災の拡大防止

地震・津波により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 市等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(7) 地震・津波発生直後の消防職(団)員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(4) 地震・津波発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(7) 大地震等発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(5) 大地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(4) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(4) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、市及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

(5) 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

## 6 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

県は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び市が選定する救援物資輸送拠点の設置場所等の情報について、「災害時の輸送の確保に関する協定」を締結する団体等及び「物資調達に関する協定」を締結する事業者と共有する。

また、災害に対する安全性を考慮しつつ、国等関係機関と協議の上、県及び市が開設する救援物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、市に対する周知徹底に努めるものとする。

市及び県は、救援物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

また、広島県地域防災計画に位置づけられた第1次、第2次緊急輸送道路及び市で定めた道路(第3次緊急輸送道路)を「地震時に通行を確保すべき道路」に指定する。なお、市は、耐震改修促進計画により沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路の指定

の検討を行う等、耐震化対策の推進に努める。

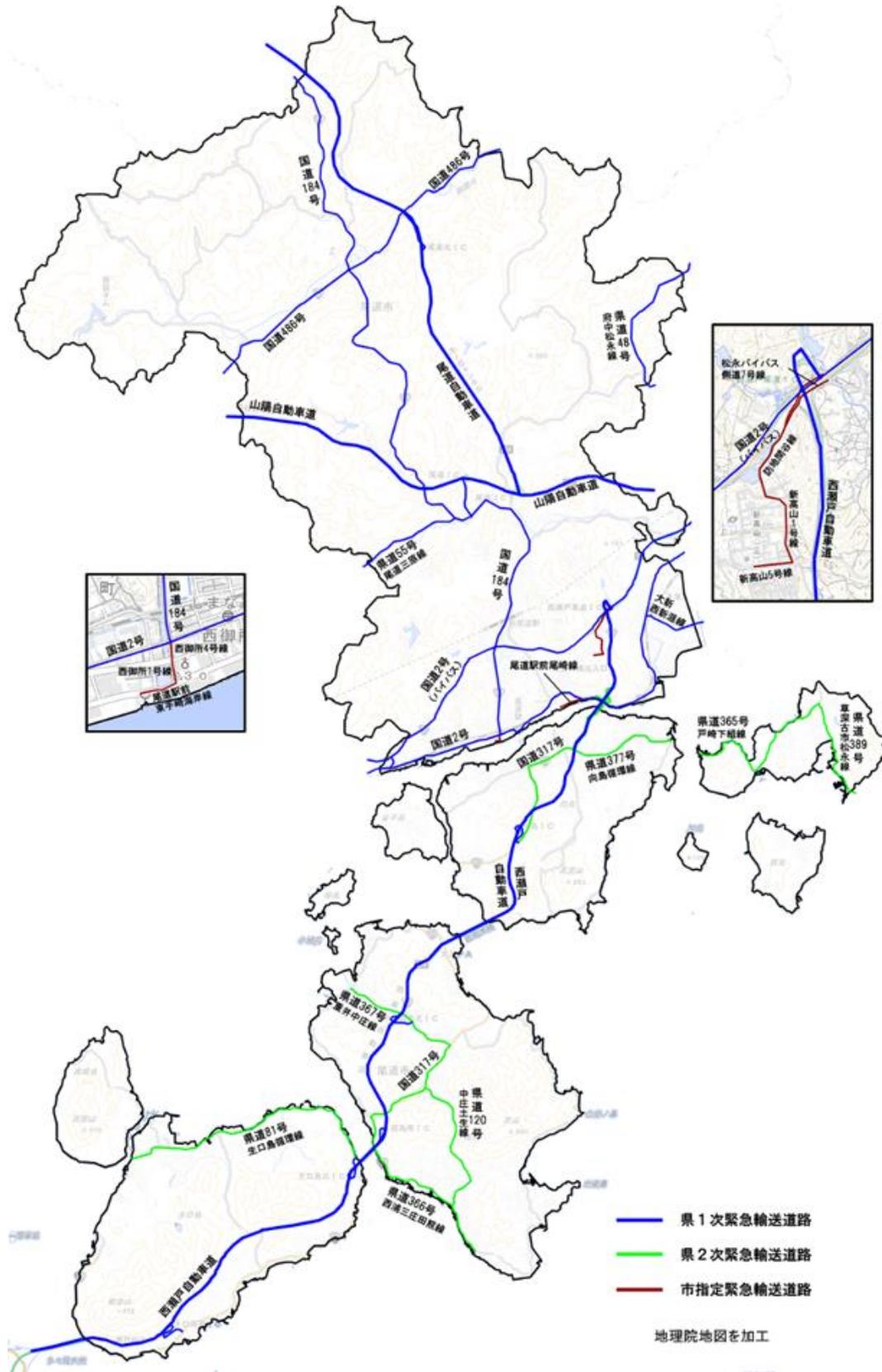
ア 地震時に通行を確保すべき道路の指定

区分	路線名称	管理者
第1次緊急輸送道路 (県指定)	山陽自動車道	西日本高速道路(株)
	西瀬戸自動車道	本州四国連絡高速道路(株)
	尾道自動車道	国
	国道2号	県
	国道2号(尾道バイパス)	国
	国道184号	県
	国道486号	県
	県道48号府中松永線	県
	県道55号尾道三原線	県
	市道大新西新涯線	市
第2次緊急輸送道路 (県指定)	国道317号	県
	県道365号戸崎下組線	県
	県道377号向島循環線	県
	県道389号草深古市松永線	県
	県道367号中庄重井線	県
	県道120号中庄土生線	県
	県道81号生口島循環線	県
	県道366号西浦三庄田熊線	県
第3次緊急輸送道路 (市指定緊急輸送道路)	市道防地間谷線	市
	市道松永バイパス側道7号線	市
	市道新高山1号線	市
	市道新高山5号線	市
	市道尾道駅前尾崎線	市
	市道西御所1号線	市
	市道西御所4号線	市
	市道尾道駅前東手崎海岸線	市

※市域には県が指定した第3次緊急輸送道路がないため、市指定道路を第3次緊急輸送道路とした。

※県指定道路と市役所、市民病院、尾道西消防署を結ぶ道路を、市指定道路とした。

地震時に通行を確保すべき道路の位置図



## 7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

## (1) 避難対策のための整備関係

本計画第2章第5節の2「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

## (2) 住宅対策関係

市及び県は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

## (3) 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市及び県は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

## (4) 孤立集落対策関係

市及び県は、災害発生時に、道路の被害等による孤立集落の発生に備え、次の対策の推進に努める。

## ア 県

(ア) 市と連携して、災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握

(イ) 市・関係機関等と連携・協力し、ドローン等の活用による輸送体制の強化及び衛星通信機器等の通信手段の確保

## イ 市

(ア) 災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握

(イ) 指定避難所、集落、世帯等での水、食料、日用品等の必要な物資の備蓄及び調達体制の整備

(ウ) 無人航空機等の救援物資の輸送手段の確保等、物資輸送体制の整備

(エ) 防災行政無線、IP通信網、CATV網、衛星通信など情報通信手段の確保

(オ) 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立

(カ) 孤立集落の発生を想定した避難計画等の作成や避難訓練等の訓練の実施

## (5) 感染症の自宅療養者等対策

県及び保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（市の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

## (6) 被災者支援等対策

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとし、県は、市が進める仕組みの整備等に対して協力や支援等に努めるものとする。

## 8 救援物資の調達・供給活動への備え

市及び県は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

## (1) 食料供給関係

ア 市及び県は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 市及び県は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

## (2) 給水関係

ア 市、水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

## (ア) 水道施設の耐震性向上

- a 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化
- b 老朽管路の更新等

## (イ) 緊急時の給水確保

- a 配水池の増強
- b バックアップ機能の強化
- c 応急給水拠点の整備
- d 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

## (ウ) 迅速な緊急対応体制の確立

- a 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定
- b 訓練の実施
- c 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 知事は、災害時に備えて、平素から市長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。

## (3) 生活必需品等供給関係

市及び県は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

#### (4) 救援物資の調達・配送関係

大規模な災害が発生し、市単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

市及び県は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

### 9 燃料確保の備え

市は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、県が「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

#### 1 0 電源の確保

市は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとし、大規模停電発生時には直ちに、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

#### 1 1 倒木等への対策

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努めるものとする。

#### 1 2 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

- 1 3 建設業等の担い手の確保・育成  
市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- 1 4 空家状況の把握  
市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。
- 1 5 男女共同参画の視点に立った取組  
男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局及び男女共同参画担当部局が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時には、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。
- 1 6 文教関係
- (1) 避難計画の作成  
学校の管理者（市立学校にあつては市教育委員会、県立学校及び私立学校（私立専修学校及び私立各種学校を含む。以下同じ。）にあつては、学校長、公立大学にあつては学長）は、あらかじめ市長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震・津波災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。
- (2) 応急教育計画の作成  
応急教育の実施責任者（市立学校（幼稚園を除く。）にあつては市教育委員会、県立学校及び私立中・高等学校にあつては学校長）は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。
- (3) 学校施設の耐震化  
公立学校の設置者は、できるだけ早い時期に、耐震化を完了させるよう取組みを進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。  
学校法人等が設置する私立学校については、学校法人等に対して、施設の耐震化の促進に向けて支援する。
- (4) 文化財の保護  
県及び市は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。
- (5) 地域の避難所となる場合の対策  
ア 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。  
イ 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

### 1.7 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、応援体制の強化を図るものとする。

### 1.8 上下水道施設の対策

#### (1) 上下水道施設の耐震化

すべての水道事業者及び下水道管理者は、策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、連携して上下水道施設の急所施設※1や重要施設※2に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化を推進する。

#### (2) 上下水道施設が被災した場合の対応

市及び県、水道事業者、下水道管理者及び重要施設の管理者は、急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等が被災した場合に備え、被災状況の共有を図れるよう相互の情報連絡体制を整備するとともに、被災時にはその状況に応じて、給水設備及び災害用トイレの確保・配備等を連携して実施し、速やかに重要施設の機能が確保できるよう努める。

※1 取水施設、浄水施設、配水池、下水処理場、ポンプ場など、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設

※2 給水区域内かつ下水道処理区域内における災害拠点病院、避難所、防災拠点（警察、消防、県・市庁舎等）など

## 第5節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

### 1 方針

防災関係機関は、災害等が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

### 2 洪水浸水想定区域等の指定

#### (1) 洪水浸水想定区域の指定

県による洪水浸水想定区域の指定を受けた市は、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項を定めるものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 避難訓練に関する事項

エ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、洪水浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

オ 施設の名称及び所在地

カ 当該施設への洪水予報等の伝達方法

#### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県による土砂災害警戒区域の指定を受けた市は、地域防災計画において、警戒区域ごとに次の事項を定めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるよう努める。

ア 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位の設定

イ 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達

ウ 避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

エ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有

オ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

カ 避難訓練の実施

## (3) 高潮浸水想定区域の指定

県は、台風等による高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮浸水想定区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

## (4) 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

## 3 津波災害警戒区域の指定

県による津波災害警戒区域の指定を受けた市は、市地域防災計画において、次の事項を定めるものとする。

## (1) 津波に関する予報等の伝達方法

## (2) 避難場所及び避難経路に関する事項

## (3) 避難訓練に関する事項

## (4) その他津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事

## (5) 津波災害警戒区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で津波が来襲するまでに当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

ア 施設の名称及び所在地

イ 当該施設への津波に関する予報等の伝達方法

## 4 ハザードマップの作成

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域等」という。）、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、高潮、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討に努める。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

## (1) 地域防災計画において定められた洪水予報、土砂災害及び津波に関する情報等の伝達方法

## (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

## (3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

## (4) 浸水想定区域内の地下街等及び主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

## 5 避難計画の作成等

## (1) 多数の人が集まる施設の避難計画

ア 病院、学校、劇場、百貨店、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

イ 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(ア) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

(イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

ウ 観光地としての安全避難への配慮

(ア) 観光施設における避難計画

市外からの観光客等不特定多数の人々の訪れる観光施設等にあつては、災害時に迅速かつ安全な避難ができるよう、平常時から避難計画をたてておく。

(イ) 観光関連業者による自主防災体制の組織化

観光施設、宿泊施設等の観光関連施設の責任者や管理者は、それぞれまとまった地区ぐるみの自主防災体制の組織化に努め、観光客に対する安全な避難対策を図るとともに、初期消火、救出や搬送等の応急活動が行えるようあらかじめ活動の分担や訓練等ができるよう、市は指導に努める。

エ 市及び県は、居住者等が津波来襲時に適確な避難を行うことができるように津波浸水予測図等を作成し、津波浸水想定区域について事前に把握し、住民等に周知するものとする。

オ 市は、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の指定緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

## (2) 地下街等の避難計画

地下街等（地下街、デパートの地下売り場など、従業員以外の不特定多数の者が利用しており、浸水が発生した場合にその利用者が円滑かつ迅速に避難することが困難で、被害の発生が想定される地階）の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うよう努めるものとする。

特に、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

市は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

## (3) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

## ア 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

## イ 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

## (7) 指定避難所

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

## (イ) 福祉避難所

- a 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

- b 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- c 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

#### (4) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

#### (5) 指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、人道憲章と人道対応に関する最低基準(スフィア基準)を踏まえた避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

県は、市が開設する避難所の運営体制を充実させるため、避難所運営マニュアルの作成に向け、必要な助言等を行うものとする。

市及び県は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

#### (6) 避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮のうえ、市は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基

づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮のうえ、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

エ 市は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

## 6 住民への周知等

県及び中国地方整備局は、洪水、高潮、土砂災害等による浸水想定区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備の支援に努める。

市、県及び中国地方整備局は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条及び29条に基づき、地すべりなどの重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合、避難のための立退きの指示の発令に資するため、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を市長に通知し、併せて一般に周知する。

県は、津波浸水想定を踏まえ、津波災害警戒区域の指定・公表を行い、安全な国土利用や警戒避難体制の整備の支援に努める。

市及び県は、住民等が自らの地域の津波に対するリスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい津波リスクの提供に努めるものとする。

市は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。また、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するよう努めるものとする。

## 7 指定避難所等の整備

- (1) 市は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。
  - ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備
  - イ 貯水槽、井戸、給水タンク、マット、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用発電機、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等
  - ウ 簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ
  - エ 要配慮者にも配慮した施設・設備
  - オ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報方の入手に資する機器
  - カ 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）
  - キ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースや家庭動物の飼養に関する資材の確保に努めるものとする。
  - ク 指定避難所の電力容量の拡大
  - ケ 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等
- (2) 市及び県は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。
- (3) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (4) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (5) 市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (6) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難者生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。
- (7) 市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- (8) 市及び県は、感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

- (9) 市は、指定緊急避難所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

#### 8 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。

そのため、市は平常時から指定避難所等への家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

なお、市及び県は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会等の関係機関との連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や指定避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

## 第5節の3 危険物等災害予防計画

### 1 方針

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

### 2 実施内容

#### (1) 危険物施設の災害予防対策

##### ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

##### イ 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

##### ウ 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

##### エ 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

#### (2) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

##### ア 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、市及び関係団体との連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

##### (ア) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震・津波時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

##### (イ) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

##### (ロ) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震・津波時の被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売業者間の相互応援協力体制の整備を検討する。

- (エ) 地震対策用安全器具の普及  
液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。
- (オ) LPガス集中監視システムの普及  
液化石油ガス販売事業者が地震・津波時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。
- イ 火薬類取扱施設の予防対策  
県（委譲事務を実施する市を含む。）は、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、次の対策を推進する。
  - (ア) 火薬類取扱施設への対策  
定期自主検査、保安教育の確実な実施、緊急時連絡体制の整備を指導し、自主保安体制の確立を図る。
  - (イ) 点検及び通報  
一定規模以上の地震・津波が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者等は、速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県（委譲事務を実施する市を含む。）へ通報するよう指導する。

## 第5節の4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

### 1 方針

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確保する。

### 2 災害対策資機材等の対象

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材
  - ア 救助・救難用資機材
  - イ 消火用資機材
  - ウ 水防関係資機材
  - エ 流出油処理用資機材
  - オ 陸上建設機械
  - カ 被災建築物応急危険度判定資機材
  - キ 被災宅地危険度判定資機材

### 3 実施方法

市は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

#### (1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮した被害想定調査結果や、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

#### (2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等市民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

#### (3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市、県の3者が行うものとする。

##### ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

##### イ 市

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

## ウ 県

原則として市への緊急支援を目的として備蓄に努める。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

## (4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

## (5) 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定する。

## ア 市

庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄するよう努める。

備蓄場所の確保にあたっては、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図による地震動の大きさや津波浸水域を考慮する。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

## イ 県

防災拠点施設等の県有施設及び民間倉庫等に備蓄する。

なお、医薬品等医療資機材については、災害拠点病院、災害協力病院及び県立病院への備蓄を考慮する。

## 4 備蓄及び調達体制の確立

## (1) 食料

## ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭、企業、市及び県は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

## イ 備蓄量等

## 備蓄量

## (ア) 各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

市は、県の被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市対応後の2食分程度の備蓄に努める。

## (イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定にあたっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

## ウ 食料の調達体制の確立

「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市及び県は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

## (2) 飲料水

## ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがある

るため、各家庭、企業、市は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 飲料水の調達体制の確立

「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市及び県は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市及び県は、備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(7) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

市は、県の被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市対応後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市及び県は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

災害発生時において、「医療・救護計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、市、県及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品、医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、特に災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄するものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

## (5) 防災資機材

市、県及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

## ア 救助・救難用資機材

市、県及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

## イ 消火用資機材

市、県及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

## ウ 水防関係資機材

市、県及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

## エ 流出油処理用資機材

市、県及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

## オ 陸上建設機械

市、県及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

## カ 被災建築物応急危険度判定資機材

市及び県は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

## キ 被災宅地危険度判定資機材

市及び県は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

## 第6節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

### 1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を積極的に推進する。

### 2 要配慮者に配慮した環境整備

- (1) 市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確かな対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の拡充に努める。また、必要に応じて、県と（公財）ひろしま国際センターが協議して設置する「災害多言語支援センター」に、多言語での情報発信や避難所での通訳支援等の協力を求める。
- (2) 市は、新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害等災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路との位置関係を考慮するよう努める。
- (3) 在宅の要配慮者に対しては、高齢者等の福祉対策と連携を図り、緊急連絡等サービス等を活用する等の環境整備に努めるとともに、現行の福祉サービスの普及について、該当する市民に対して一層の周知・啓発に努める。
- (4) 県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）等の整備に努めるものとする。

### 3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

#### (1) 組織体制の整備

市及び県は、社会福祉施設、病院等の経営者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

#### (2) 避難体制の整備

市及び県は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市及び県は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

## (3) 施設・設備等の整備

市及び県は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、市及び県は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や「広島県津波浸水想定図」による浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、市、県及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

## 4 在宅の避難行動要支援者対策

## (1) 組織体制の整備

市及び県は、連携して高齢者や障害者等の在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

## (2) 通報体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

## (3) 環境の整備

市及び県は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

## (4) 防火器具等の普及・啓発

市は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防火器具や防災製品の普及・啓発に努める。

## (5) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 市は、防災担当部局や福祉担当部局などの関連部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を収集し、全市で一括してリストアップした名簿（以下「要支援者名簿」という。）を作成する。

イ 要支援者名簿に掲載するものの範囲

在宅の者で次のいずれかに該当し、かつ一人暮らしの者、または同居親族がいる場合は、その者が次のいずれかに該当する者で構成された世帯に属する者。

(ア) 75歳以上

(イ) 介護保険の要介護3以上

(ロ) 身体障害者手帳1・2級

(ハ) 療育手帳㊤・A

(ニ) 精神障害者保健福祉手帳1級

(ホ) 登録を希望し、市長が特に認める者

ウ 要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

対象となる要援護者の範囲や要援護者の概数等の全体像を把握する必要があるため、次の情報から抽出した①氏名②性別③生年月日④住所⑤電話番号⑥身体等の状況（介護認定の有無、障害手帳の有無）⑦ハザード情報を一元管理する。

(ア) 住民基本台帳

【市民生活部市民課】

(イ) 要介護認定台帳

【福祉保健部高齢者福祉課】

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| (ウ) 身体障害者手帳台帳     | 【福祉保健部社会福祉課】 |
| (エ) 療育手帳台帳        | 【広島県】        |
| (オ) 精神障害者保健福祉手帳台帳 | 【広島県】        |
| (カ) ハザード情報        | 【広島県】        |

#### エ 要支援者名簿の更新

要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援が必要とする事由を適切に反映したものとなるよう原則年1回は追加・更新等を行うとともに、関係者等の届け出により随時追加するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

オ 市は、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理の方法などについて、積極的に検討するものとする。

#### (6) 個別避難計画

ア 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民・自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。

イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

オ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

カ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

キ 市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

ク 県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(7) 地域の避難支援関係団体への避難行動要支援者情報の提供

ア 地域の避難支援関係団体への要支援者名簿及び個別避難計画の提供

災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るため、避難行動要支援者の同意を得て、平常時より避難支援関係団体に要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、協力を得ながら避難支援等の体制づくりを進める。

また、市が避難指示を発出した場合は災害対策基本法第49条の11第3項の規定を適用し、災害種別や地理的条件を総合的に勘案して必要な場合には、情報提供について不同意の者も含め、対象地域に係る避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援関係団体に提供する。

なお、避難支援関係団体は次のとおりとする。

- (ア) 自主防災組織及びそれに準ずる団体
- (イ) 尾道市連合民生委員児童委員協議会
- (ウ) 尾道市消防局
- (エ) 尾道市消防団
- (オ) 尾道警察署
- (カ) 福山西警察署
- (キ) 地域包括支援センター
- (ク) 尾道市障害者サポートセンターはな・はな
- (ケ) その他市長が特に必要と認める団体

イ 名簿情報の提供に際しての漏えい防止措置

地域の避難支援関係団体へ避難行動要支援者情報を提供する場合は、個人情報の取扱いについて記した誓約書を提出してもらい守秘義務を確保する。

(8) 避難行動要支援者の避難誘導等

市は、避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）において、要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(9) 避難支援関係団体など関係者の安全確保

各地において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう平常時より説明を行う。

避難支援等関係者にあっては避難行動要支援者の救助に際し自身の生命が危険にさらされることがないように地域内でのルールづくりを行う。

5 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 市及び県は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、市は、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 市は、要配慮者を想定した避難誘導、情報伝達などの訓練に努める。

## 6 要配慮者利用施設の避難体制

### (1) 避難確保計画の作成

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づき、水害や土砂災害、津波が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

### (2) 市長への報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長へ報告するものとする。

### (3) 避難訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

## 第7節 広域避難の受入に関する計画

### 1 方針

基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から県を通じて、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受け入れを実施する。

### 2 被災住民の受入

- (1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入に関する協議があった場合、被災住民の受入について、市町と協議するものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

- (2) 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

### 3 被災住民の受入れが不要となった場合

- (1) 県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、市へ通知する。

- (2) 市は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

### 4 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入を行うため、必要な支援を行う。